

龍谷大学社会学部同窓会 ゼミ同窓会活動等促進事業
ゼミ同窓会活動等への補助費の交付に関する規約

1. 趣旨

本事業は、社会学部同窓会の活動の促進のため、基盤となるゼミ同窓会活動等への補助を行うことによりその活性化を図ることを目的とする。

2. 補助の対象

本事業による補助の対象は、社会学部同窓会員（以下、「会員」という。）が主催し、会員の相互の交流、親睦を図ることを目的とする次の活動とする。ただし、原則として当該活動において、会員の出席が10名に満たない場合は、補助の対象外とする。

- 1) ゼミ・クラス同窓会等の活動
- 2) 専門能力及び知識向上を目的として行う勉強会等の活動
- 3) その他社会学部同窓会が認めた活動

3. 補助の基準

本事業による補助は、以下のとおり行うこととする。ただし、理事会で別途協議が必要と判断した場合は、この限りではない。

- 1) 補助費の額は、右の計算式により算出する。3,000円×出席会員数
ただし、精算内容の合計金額を超えないものとする。
- 2) 1つの活動に対する助成は、10万円を上限額とする。
- 3) 証憑類の提出がない場合は補助の対象外とする。

4. 申請手続き

本事業による補助を申請する場合は、申請しようとする活動の実施日の1ヶ月前までに以下の書類を社会学部同窓会に提出することとする。

- 1) ゼミ同窓会活動等補助費交付申請書（様式1）1部
- 2) 案内状および出席予定者名簿（様式3）

5. 補助の決定

本事業による補助の実施及び補助費の額は、理事会の承認を得て会長が決定する。

6. 活動の報告

補助の決定を受けたものは、活動を実施した後1ヶ月以内に以下の書類を社会学部同窓会に提出することとする。

- 1) 活動報告書兼補助費請求書（様式2）1部（証憑類を添付のこと）
- 2) 出席者名簿（様式3）および活動を撮った写真（出席者全員の集合写真）各1部

7. 補助費の交付

社会学部同窓会は、活動の報告を受けた後1ヶ月以内に補助金を支給する。

8. 情報の公開

社会学部同窓会は、総会または同窓会ホームページや校友会報等において、補助を実施した活動を公表する。

9. 附則

この規約は、1998年3月19日より施行する。

附則（2項、3項、5項、様式1改正）

この規約は、2007年6月9日より施行する。

附則（2項、3項、6項、8項、様式1改正）

この規約は、2009年6月6日より施行する。

附則（3項、6項、7項、様式1、様式2改正）

この規約は、2014年6月8日より施行する。

附則（2項、3項、4項、6項、様式1、様式2改正、様式3新設）

この規約は、2015年10月1日より施行する。